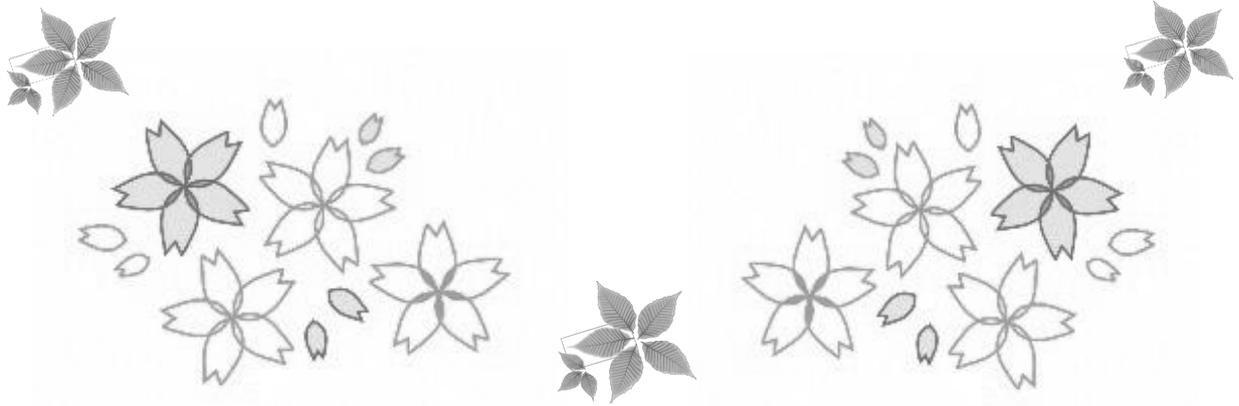


河南町第5期障がい福祉計画

■

第1期障がい児福祉計画



河南町のカナちゃん

平成30（2018）年3月

河 南 町



目次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1. 趣旨及び目的	1
2. 法令の根拠等	1
3. 計画の経緯	3
4. 計画の位置づけと計画期間	4
5. 計画の策定体制	5
第 2 章 福祉サービスの実績評価	6
1. 障がい者・障がい児を取り巻く現状	6
2. 第 4 期計画の実績評価	7
3. アンケート調査による意向調査結果	21
4. 計画策定に向けての課題	29
第 3 章 計画の基本的考え方と方針	31
1. 計画の基本的考え方	31
2. 基本方針	32
3. 基盤整備の方針	33
第 4 章 成果目標及び各事業における見込量	34
1. 第 5 期障がい福祉計画の成果目標	34
2. 第 1 期障がい児福祉計画の成果目標	36
3. 障がい福祉サービス等の見込量	37
4. 障がい児福祉サービスの見込量	43
5. 地域生活支援事業の見込量	45
6. 子ども・子育て支援事業等	50



第 5 章 成果目標達成に向けての確保方策----- 52

- 1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知----- 52
- 2. サービス基盤の整備と質の確保 ----- 52
- 3. 情報提供・相談体制の充実 ----- 53
- 4. 地域支援体制の整備 ----- 54
- 5. 就労支援の充実 ----- 55
- 6. サービスの量及び質の向上と充実 ----- 55

第 6 章 計画の推進体制----- 56

- 1. 庁内における計画の推進 ----- 56
- 2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携----- 56
- 3. 近隣市町村との連携による事業の推進----- 56
- 4. 国・大阪府との連携 ----- 56

資料編

- 1. 用語集----- 参考 1
- 2. 河南町障がい福祉計画策定委員会規則 ----- 参考 3
- 3. 河南町障がい福祉計画策定委員名簿----- 参考 5

河南町においては、障がいの「害」の字については障がいのある方の思いを大切にし、障がいのある方への理解をより深めていくために、漢字をできるだけ用いず、ひらがなでの表記を行っています。ただし、法令や条例、固有名詞、学術用語等につきましては引き続き漢字を用いることとしているため、読みづらい点が多いと思いますが、ご理解くださいますようお願いいたします。



第1章 計画策定にあたって

1. 趣旨及び目的

平成25年4月、「障害者自立支援法」が改正され、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

河南町では、障害者総合支援法に基づき「河南町障がい福祉計画」を策定し、ノーマライゼーション、ソーシャルインクルージョンの理念のもと、障がい者(児)の基本的な人権を保障する施策や地域生活を支援するためのサービス提供体制の充実等について、総合的かつ計画的に実施してきました。

今回、平成26年に策定した第4期河南町障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）が平成29年度末で終了します。このため、改めて障がい福祉サービスの提供体制等について見直した第5期障がい福祉計画（平成30年度～平成32年度）を策定する必要があります。

さらに、今回は障害者総合支援法及び児童福祉法の改正を受けて、策定された国の基本指針により、「障がい福祉計画」策定とともに、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保等に関する「障がい児福祉計画」を策定するよう定められています。

本計画は、国や大阪府の障がい者施策全般にわたる近年の動向を踏まえるとともに、利用者ニーズを把握しながら、第4期障がい福祉計画の評価を行ったうえで、「第5期障がい福祉計画」と「第1期障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい者(児)の地域移行と地域での安心な生活を保証するための障がい福祉サービス等を計画的に充実させることを目的として策定します。

2. 法令の根拠等

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」です。

■ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」
第88条

市町村は、基本指針に即して、障がい福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい福祉計画」という。）を定めるものとする。

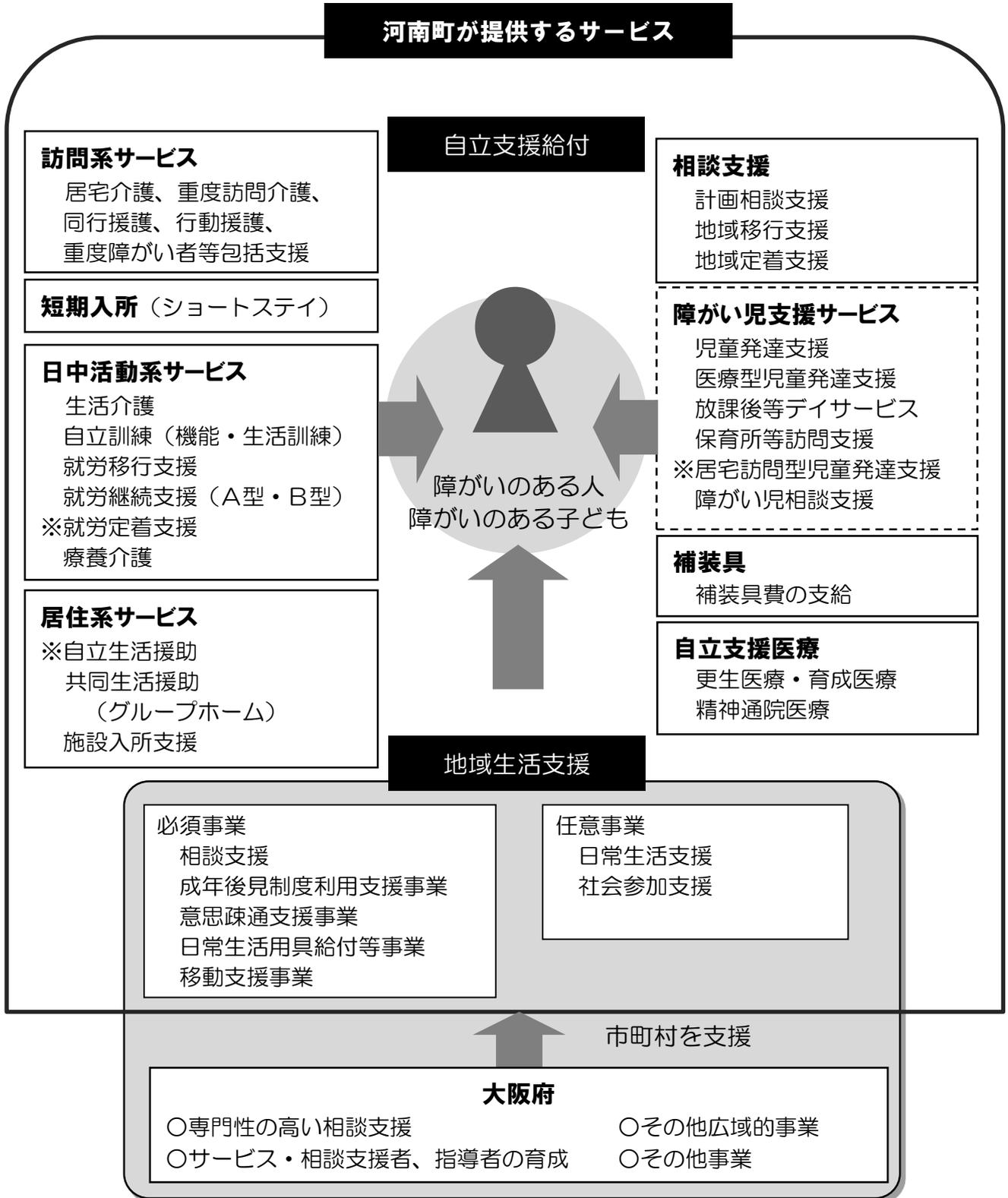
■ 「児童福祉法」
第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保その他障がい児通所支援及び障がい児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障がい児福祉計画」という。）を定めるものとする。



■ 障害者総合支援法と児童福祉法に基づくサービス体系

(障がい児支援サービスは児童福祉法に基づくサービスです。)

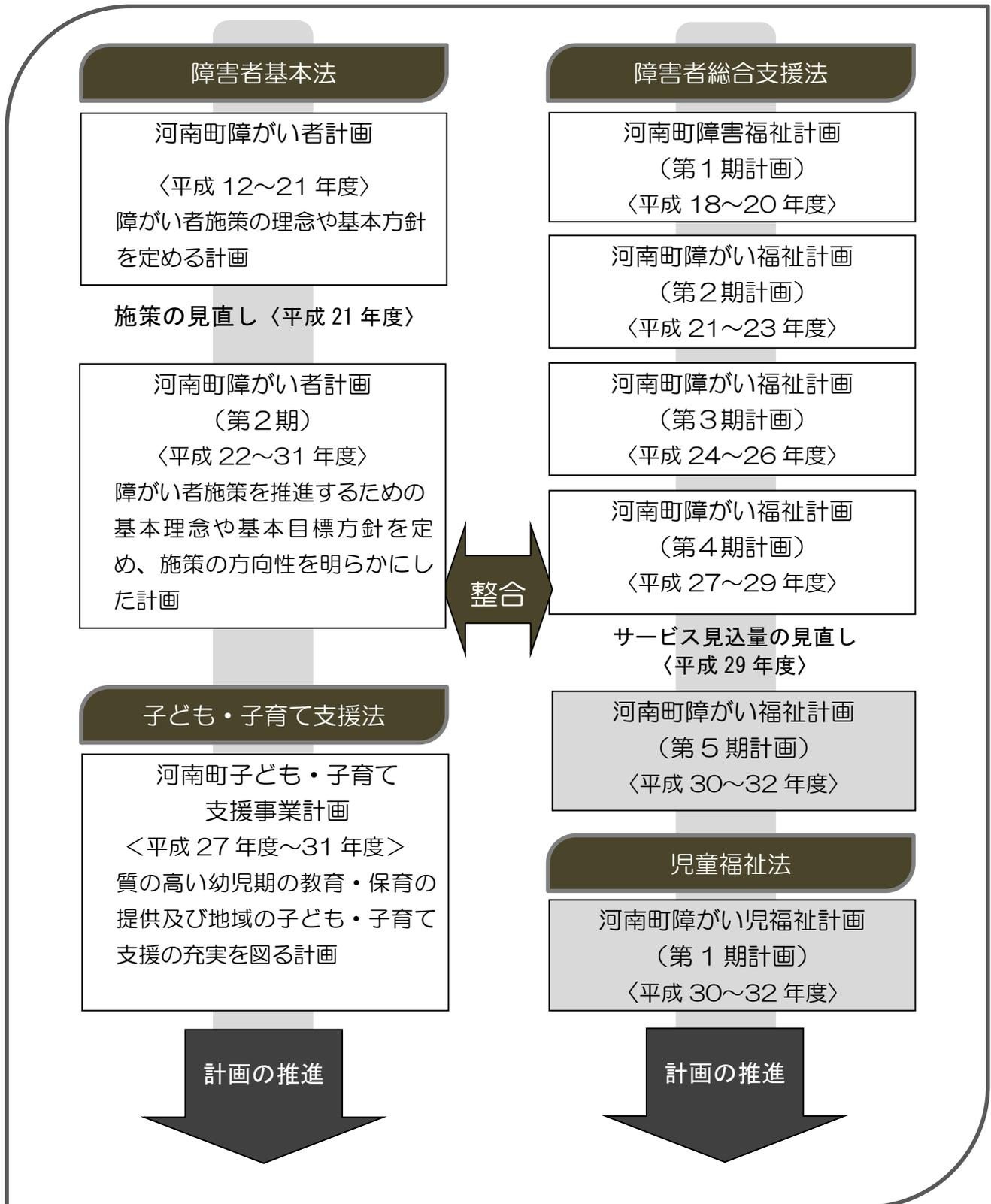


※印は新しく設けられた事業です



3.

計画の経緯

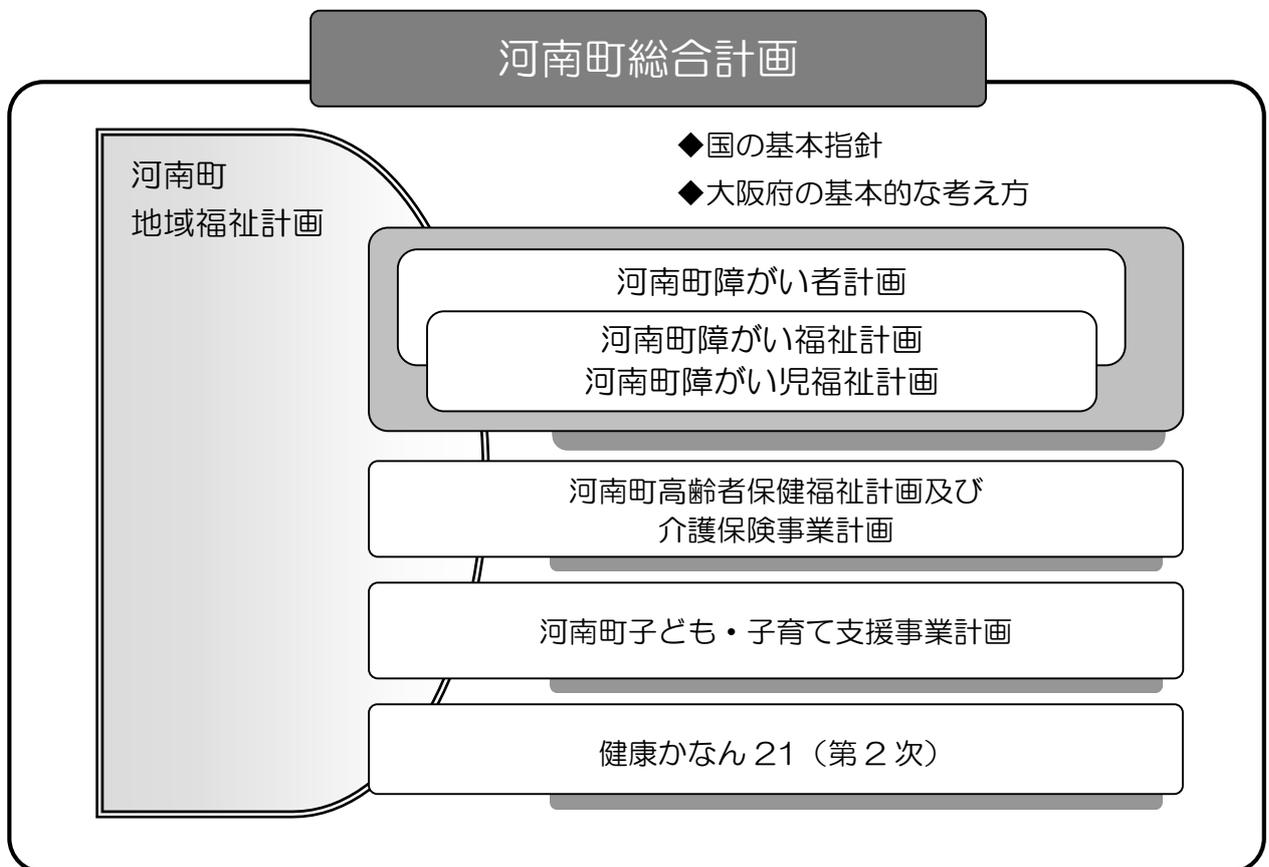




4. 計画の位置づけと計画期間

策定にあたっては、障害者総合支援法第 87 条第 1 項に基づく「基本指針」に即すとともに、大阪府が示す「第 5 期市町村障がい福祉計画及び第 1 期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方」を踏まえます。

そして、上位計画にあたる「河南町第四次総合計画」「第 2 期河南町障がい者計画」「第 3 期河南町地域福祉計画」をはじめ、「第 7 期河南町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」「河南町子ども・子育て支援事業計画」「健康かなん 21（第 2 次）」など、福祉・健康・教育分野の関連計画との整合を図ります。本計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。





5.

計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、平成 29 年 12 月に、障がい福祉サービス等に対するニーズや要望を把握し、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画へ反映するために、アンケート調査を実施しました。その結果を集約し、また、国や大阪府の示す考え方や方向性などとも整合性を確保しつつ、策定作業を進めました。

障がい者団体、福祉関係、医療・保健関係、社会福祉及び公共的団体、関係支援機関、学識経験者などで構成する「河南町障がい福祉計画策定委員会」においても、3回の審議をいただき、その意見も踏まえた上で策定しています。

計画の策定にあたり、事前にその内容を公表して、町民のみなさんからご意見等を募集し、提出されたご意見を考慮して計画等の意思決定を行うため、その素案について、平成 30 年 2 月 28 日から 3 月 13 日まで、町ホームページに掲載するなどパブリックコメントを実施しました。



第2章 福祉サービスの実績評価

1. 障がい者・障がい児を取り巻く現状

(1) 障がい者数（手帳所持者）の推移

① 身体障がい者手帳所持者の推移

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
730 人	738 人	722 人	690 人	683 人

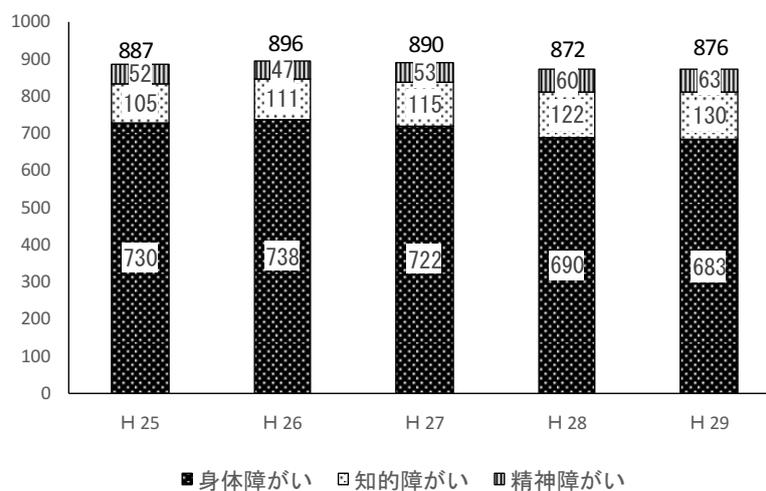
② 療育手帳所持者の推移

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
105 人	111 人	115 人	122 人	130 人

③ 精神障がい者保健福祉手帳所持者の推移

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
52 人	47 人	53 人	60 人	63 人

各年3月31日現在





2. 第4期計画の実績評価

(1) 成果目標に関する実績評価

① 施設入所者の地域生活への移行に関する実績評価

目標 地域移行者の目標値は3人で、入所者の削減の目標値は3人です

現状
平成28年度の実績は、入所施設の入所者は10人で、平成25年度末からの削減数は0人、地域移行数は3人となっています

課題
施設から地域への移行は目標を達していますが、引き続き、府の計画と整合性を取りながら、実情に応じた目標値を設定し、施設入所者の地域生活への移行を促進させます

	第4期計画		実績
	平成25年度末 (基準)	平成29年度末 目標	平成28年度
入所者数	10人	7人	10人
削減数	—	3人	0人
地域移行数	—	3人	3人

② 入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する実績評価

大阪府において次のような目標が設定されています。

- 目標**
- ・入院後3か月時点の退院率の上昇
 - ・入院後1年時点の退院率の上昇
 - ・在院期間1年以上の長期在院数の減少

第4期計画では、大阪府の計画において定められるため、本町における目標値は定めていません。



③ 福祉的就労から一般就労への移行に関する実績評価

目標

平成 29 年度における一般就労への移行者数を 2 人とします

現状

平成 28 年度現在、福祉施設から一般就労への移行実績は 1 人です

課題

目標には達していませんが、府の計画と整合性を取りながら、引き続き、実情に応じた目標値を設定し、一般就労への移行を促進します

	第4期計画	実績
	平成 29 年度末目標	平成 28 年度
移行者数	2 人	1 人

④ 就労移行支援事業の利用者数に関する実績評価

目標

平成 29 年度末において、4 人とします

現状

平成 28 年度末の利用者数は 2 人です

課題

目標には達していません

	第4期計画	実績
	平成 29 年度末目標	平成 28 年度
就労移行支援事業の利用者数	4 人	2 人

⑤ 就労移行支援事業所毎の就労移行率の増加に関する実績評価

目標

平成 29 年度末において、就労移行率が 3 割以上の事業所数を 5 割以上とします

現状

就労移行支援事業所が管内にはないため、平成 28 年度末の就労移行率の実績はありません

課題

目標には達していません

	第4期計画	実績
	平成 29 年度末目標	平成 28 年度
就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加	就労移行率が 3 割以上の事業所数を 5 割以上	—



⑥ 就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額に関する実績評価

目標 大阪府が定めた「大阪府工賃向上計画」に基づき 11,600 円とします

現状

平成 28 年度末の工賃平均額は 7,324 円です

課題

目標には達していませんが、工賃の増額になるよう支援していきます

	第4期計画	実績
	平成 29 年度目標	平成 28 年度
就労継続支援（B型）事業所における工賃の平均額	11,600 円	7,324 円

⑦ 地域生活支援拠点の整備に関する実績評価

目標 平成 29 年度末までに、圏域に少なくとも 1 つ整備します

現状

平成 28 年度末において、未整備です

課題

目標には達していませんが、整備について検討します

	第4期計画	実績
	平成 29 年度目標	平成 28 年度
地域生活支援拠点	町もしくは圏域に 1 拠点	未整備



(2) 障がい者・障がい児福祉サービスの実績評価

① 訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

訪問系サービスの実績は、平成 27 年度では 1,114 時間/月、平成 28 年度では 1,245 時間/月、平成 29 年度見込みは 1,432 時間/月です。各年度ともに計画値を上回っています。その要因としては、他市町村に比べて重度訪問介護対象者の割合が高いためと考えられます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	880 時間/月	1,050 時間/月	1,074 時間/月
実績	1,114 時間/月	1,245 時間/月	1,432 時間/月
達成率	126.6%	118.6%	133.3%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値

② 短期入所

短期入所

短期入所の実績は、平成 27 年度では 52 人日分/月、平成 28 年度では 47 人日分/月、平成 29 年度見込みは 40 人日分/月です。各年度ともに計画値を上回っています。計画値を上回った要因としては、サービスの内容が広く周知されたと考えられます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	34 人日分/月	37 人日分/月	39 人日分/月
実績	52 人日分/月	47 人日分/月	40 人日分/月
達成率	152.9%	127.0%	102.6%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値



③ 日中活動系サービス

生活介護

生活介護の実績は、平成 27 年度では 564 人日分/月、平成 28 年度では 612 人日分/月、平成 29 年度見込みは 668 人日分/月です。計画値を上回りよく利用されています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	527 人日分/月	544 人日分/月	561 人日分/月
実績	564 人日分/月	612 人日分/月	668 人日分/月
達成率	107.0%	112.5%	119.1%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

利用日数での実績は、平成 27 年度では 8 人日分/月、平成 28 年度では 9 人日分/月、平成 29 年度見込みは 0 人日分/月で、計画値を下回っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	44 人日分/月	66 人日分/月	66 人日分/月
実績	8 人日分/月	9 人日分/月	0 人日分/月
達成率	18.2%	13.6%	0.0%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値

就労移行支援

就労移行支援の実績は、平成 27 年度では 20 人日分/月、平成 28 年度では 22 人日分/月、平成 29 年度見込みは 25 人日分/月です。計画値を下回っていますが、当サービスの実利用者数が少なかったからと考えられます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	66 人日分/月	66 人日分/月	88 人日分/月
実績	20 人日分/月	22 人日分/月	25 人日分/月
達成率	30.3%	33.3%	28.4%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値



就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、平成27年度では91人日分/月、平成28年度では94人日/月分、平成29年度見込みは114人日分/月です。計画目標に対し、若干下回っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	88人日分/月	132人日分/月	132人日分/月
実績	91人日分/月	94人日分/月	114人日分/月
達成率	103.4%	71.2%	86.4%

注：平成29年度は12月までの実績値

就労継続支援(B型)

就労継続支援(B型)の実績は、平成27年度では258人日分/月、平成28年度では332人日分/月、平成29年度見込みは435人日分/月です。計画値を上回り、達成しています。当サービスの提供する圏域内の事業所が増えたこと及びサービスの内容が広く周知されたものと考えられます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	252人日分/月	288人日分/月	324人日分/月
実績	258人日分/月	332人日分/月	435人日分/月
達成率	102.4%	115.3%	134.3%

注：平成29年度は12月までの実績値

療養介護

療養介護の実績は、27、28年度はともに2人/月で、平成29年度も2人/月となる見込みです。ほぼ横ばいで推移しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	2人/月	3人/月	3人/月
実績	2人/月	2人/月	2人/月
達成率	100.0%	66.7%	66.7%

注：平成29年度は12月までの実績値



④ 居住系サービス

共同生活援助(グループホーム)

共同生活援助(グループホーム)の実績は、平成27年度では6人/月、平成28年度では7人/月、平成29年度見込みは9人/月です。計画値を下回っていますが、利用者のニーズが高いため、今後は増えていくと予想されます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	9人/月	10人/月	11人/月
実績	6人/月	7人/月	9人/月
達成率	66.7%	70.0%	81.8%

注：平成29年度は12月までの実績値

施設入所支援

利用人数の実績は、平成27年度では12人/月、平成28年度では13人/月、平成29年度見込みは13人/月です。達成率が100%を超える理由の1つとして、地域移行が進んでいないことが挙げられますが、施設入所支援を選択する潜在的な利用者のニーズもうかがえます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画	10人/月	9人/月	9人/月
実績	12人/月	13人/月	13人/月
達成率	120.0%	144.4%	144.4%

注：平成29年度は12月までの実績値



⑤ 相談支援

計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援

地域移行支援とともに「計画相談支援」は必要不可欠なサービスですが、地域移行、地域定着支援のニーズの掘り起こしとともにサービスの定着に結び付けていく必要があります。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	計画	10 人/月	10 人/月	11 人/月
	実績	2 人/月	5 人/月	6 人/月
	達成率	20.0%	50.0%	54.5%
地域移行支援	計画	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	実績	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	計画	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	実績	0 人/月	0 人/月	0 人/月
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

注：平成29年度は12月までの実績値

⑥ 障がい児支援サービス

児童発達支援

児童発達支援の実績は、平成 27 年度では 135 人日分/月、平成 28 年度では 163 人日分/月、平成 29 年度見込みは 128 人日分/月です。サービス内容についての相談、情報提供等周知を行い、サービスの定着に結びつけていく必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	180 人日分/月	200 人日分/月	242 人日分/月
実績	135 人日分/月	163 人日分/月	128 人日分/月
達成率	75.0%	81.5%	52.9%

注：平成29年度は12月までの実績値



医療型児童発達支援

医療型児童発達支援の利用実績はありません。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	15 人日分/月	20 人日分/月	20 人日分/月
実績	0 人日分/月	0 人日分/月	0 人日分/月
達成率	0.0%	0.0%	0.0%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値

放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの実績は、平成 27 年度では 131 人日分/月、平成 28 年度では 188 人日分/月、平成 29 年度見込みは 252 人日分/月です。当サービスは、利用者のニーズが高く、今後も増加が予想されます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	220 人日分/月	260 人日分/月	300 人日分/月
実績	131 人日分/月	188 人日分/月	252 人日分/月
達成率	59.5%	72.3%	84.0%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値

保育所等訪問支援

保育所等訪問支援の実績は、平成 27 年度では 1 回/月、平成 28 年度では 1 回/月、平成 29 年度見込みは 4 回/月です。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	3 回/月	4 回/月	4 回/月
実績	1 回/月	1 回/月	4 回/月
達成率	33.3%	25.0%	100.0%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値



障がい児相談支援

障がい児相談支援の実績は、平成 27 年度では 1 人/月、平成 28 年度では 1 人/月、平成 29 年度見込みは 3 人/月です。障がい者の相談支援と同様に、サービスの定着に結び付けていく必要があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画	2 人/月	3 人/月	3 人/月
実績	1 人/月	1 人/月	3 人/月
達成率	50.0%	33.3%	100.0%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値



⑦ 地域生活支援

⑦-1 必須事業

相談支援事業等

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい者相談支援	計画	5 か所	6 か所	6 か所
	実績	5 か所	5 か所	5 か所
	達成率	100.0%	83.3%	83.3%
地域自立支援協議会	計画	1 か所	1 か所	1 か所
	実績	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	計画	有	有	有
	実績	有	有	有
成年後見制度利用支援	計画	1 人/年	2 人/年	2 人/年
	実績	0 人/年	0 人/年	0 人/年
成年後見制度法人後見支 援制度	計画	無	無	有
	実績	無	無	無

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績

意思疎通支援事業等

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者派遣事業	計画	3 人分/年	3 人分/年	3 人分/年
	実績	2 人分/年	1 人分/年	1 人分/年
	達成率	66.6%	33.3%	33.3%
要約筆記者派遣事業	計画	0 人分/年	0 人分/年	0 人分/年
	実績	0 人分/年	0 人分/年	0 人分/年
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
手話通訳者設置事業	計画	0 人分/年	0 人分/年	0 人分/年
	実績	0 人分/年	0 人分/年	0 人分/年
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%
手話奉仕員養成研事業	計画	8 人分/年	10 人分/年	10 人分/年
	実績	7 人分/年	10 人分/年	9 人分/年
	達成率	87.5%	100.0%	90.0%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値



日常生活用具給付等事業

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護・訓練支援用具	計画	3 件	3 件	3 件
	実績	1 件	0 件	1 件
	達成率	33.3%	0.0%	33.3%
自立生活支援用具	計画	2 件	2 件	2 件
	実績	3 件	3 件	1 件
	達成率	150.0%	150.0%	50.0%
在宅療養等支援用具	計画	3 件	3 件	3 件
	実績	2 件	1 件	7 件
	達成率	66.7%	33.3%	233.3%
情報・意思疎通支援用具	計画	1 件	1 件	1 件
	実績	1 件	1 件	6 件
	達成率	100.0%	100.0%	600.0%
排せつ管理支援用具	計画	384 件	384 件	384 件
	実績	264 件	301 件	330 件
	達成率	68.8%	78.4%	85.9%
住宅改修費	計画	3 件	3 件	3 件
	実績	0 件	0 件	0 件
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値

移動支援事業

第 4 期計画値と比較して、利用人数は上回っていますが、利用時間数は下回っています。その理由は、現在町の支給決定量は計画値を上回っていますが、実態として通所施設等の日中活動サービスを利用されていて、全般的な移動支援を利用する機会が減少しているためと考えられます。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用人数	計画	29 人分	32 人分	35 人分
	実績	35 人分	37 人分	35 人分
	達成率	120.7%	115.6%	100.0%
利用時間数	計画	3,828 時間	4,500 時間	4,932 時間
	実績	4,492 時間	3,824 時間	4,264 時間
	達成率	117.3%	85.0%	86.5%

注：平成 29 年度は 1 2 月までの実績値



地域活動支援センター事業

基礎的事業及び地域活動支援Ⅰ型の実績をあげました。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
基礎的事業	計画	1 か所	1 か所	1 か所	
	実績	1 か所	1 か所	1 か所	
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	
	計画	5 人分/年	6 人分/年	7 人分/年	
	実績	1 人分/年	1 人分/年	1 人分/年	
	達成率	20.0%	16.7%	14.3%	
機能強化事業	地域活動支援Ⅰ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
		実績	1 か所	1 か所	1 か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%
	地域活動支援Ⅱ型	計画	0 か所	0 か所	0 か所
		実績	0 か所	0 か所	0 か所
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	地域活動支援Ⅲ型	計画	1 か所	1 か所	1 か所
		実績	0 か所	0 か所	0 か所
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

注：平成29年度は12月までの実績値



⑦-2 任意事業

日中一時支援、社会参加支援、訪問入浴サービス

日中一時支援の実績は減少しています。当サービスの利用は減っているものの、日中活動系サービスなど他の選択肢が増えているので、そちらのサービスの利用が増えているものと考えられます。

訪問入浴サービスは、現在は地域生活支援での利用者はいません。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援	計画	15 人/年	20 人/年	25 人/年
	実績	4 人/年	4 人/年	3 人/年
	達成率	26.7%	20.0%	12.0%
社会参加支援	計画	90 人分	100 人分	120 人分
	実績	187 人分	184 人分	106 人分
	達成率	207.8%	184.0%	88.3%
訪問入浴サービス	計画	2 人/年	3 人/年	3 人/年
	実績	0 人/年	0 人/年	0 人/年
	達成率	0.0%	0.0%	0.0%

注：平成29年度は12月までの実績値



3. アンケート調査による意向調査結果

(1) アンケート調査結果の概要

■ 障がい者アンケート調査の概要

対象者 : 平成 29 年度に障がい福祉サービスの利用実績がある人

配布数 : 116 件

回収数 : 56 件

回収率 : 48.3%

調査方法 : 郵送により配布、記入後、返送による回収

① 障がい者アンケート調査結果（有効回答 56 人）

<対象者の現況>

- ・対象者は 40 歳代が 39.3%、20 歳代が 16.1%と比較的若い人が多いです。
- ・家族と暮らす方が 53.6%、1 人暮らしが 28.6%です。
- ・外出介助が必要、お金、薬の管理を必要とする人が多いです。
- ・家族の介助 41.1%が最も多く、施設職員の介助は 33.9%となっています。
- ・身体障がい者手帳を持つ人 57.1%、療育手帳を持つ人 60.7%、精神障がい者手帳 19.6%となっています。

<居住・日中活動の現況と意向>

- ・一般住宅に住む人 67.9%、施設に住む人 17.9%で将来も家族と一緒に住みたい人 58.9%となっています。
- ・地域生活を継続していくために経済的負担の軽減をという人が多いです。
- ・日中は福祉施設や作業所に通っている人は 42.9%ですが、毎日、週に数回外出する併せて 59.0%となっています。
- ・家族と外出する 31.3%、1 人で外出する 27.1%となっています。
- ・外出時困ることは公共交通機関が少ない 37.5%となっています。
- ・正職員として働いている人が 60.0%ですが、仕事はしたくないできないが 45.1%となっています。

<利用する福祉サービス>

- ・利用している福祉サービスでは生活介護 19.6%、相談支援 10.7%、移動支援事業 19.6%となっています。

<その他>

- ・障がいがあることで差別をうけたことがあるは 50.0%でした。
- ・成年後見制度の名前も内容も知っているは 41.0%となっています。
- ・災害時に一人で避難できない人が 60.7%となっています。



■ 障がい児アンケート調査の概要

対象者 : 平成 29 年度に障がい児通所サービスの利用実績がある人

配布数 : 31 件

回収数 : 13 件

回収率 : 41.9%

調査方法 : 郵送により配布、記入後、返送による回収

② 障がい児アンケート調査結果（有効回答 13 人）

<対象者の現況>

- ・回答された方は 13 人で家族の人がすべて回答されています。
- ・年齢は 4～5 歳がもっとも多く、すべてが父母と一緒に暮らしています。
- ・外出介助、お金、薬の管理介助が必要です。
- ・身体障がい者手帳を持っている人は 15.4%、療育手帳を持つ人は 84.7%、精神障がい者保健福祉手帳を持つ人はおられません。
- ・発達障がい 69.2%、難病認定を受けている人は 15.4%です。

<居住・日中活動の現況と意向>

- ・すべての人が一般住宅に住んでいます。将来は家族と一緒に住みたいが 69.2%、ひとりで暮らしたいが 15.4%です。
- ・地域で生活するには経済的負担の軽減、相談対応の充実、地域住民の理解が必要と回答されています。
- ・日中は幼稚園、保育所、地域の小中学校に通っています。
- ・外出するときの同伴者は父母がもっとも多いです。
- ・外出時に困ることは公共交通機関が少ない、周囲の目が気になる、困った時への対応に困るが多いです。
- ・将来は仕事をしたいと考える人が 76.9%で、職業訓練を希望しています。

<利用する福祉サービス>

- ・現在利用している福祉サービスは「自立訓練」「短期入所」「相談支援」「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」が多いです。

<その他>

- ・差別や嫌な思いをしたことがある、少しあるは合わせて 61.6%です。
- ・成年後見制度について名前も内容も知っているのは 15.4%となっています。
- ・災害時に一人で避難できないという人が 69.2%です。



(2) 福祉サービスの利用状況と潜在的ニーズの把握

上記、アンケート調査結果について、「現在福祉サービスを利用している」と「今後利用する」のクロス集計を行い、潜在ニーズを推し量るため「現在利用していないが、今後利用したい」という割合がどのくらいあるのかを検討しました。その結果、今後利用したい割合が30%を越える福祉サービスにメッシュを入れ、ニーズが比較的高いサービスと推察しました。

① 障がい者

現在利用しているサービスについては、引き続きサービスを希望する人が多く、今は利用していないが、行動援護、自立訓練、共同生活援助、相談支援のサービスを望む人が多いです。

訪問系サービス

1. 居宅介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	27.6%	72.4%

2. 重度訪問介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	25.8%	74.2%

3. 同行援護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	-	-
	利用していない	10.7%	89.3%

4. 行動援護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	46.4%	53.6%

5. 重度障害者等包括支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	-	-
	利用していない	31.0%	69.0%

日中活動系サービス

6. 生活介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	27.6%	72.4%

7. 自立訓練		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	42.4%	57.6%



8. 就労移行支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	31.0%	69.0%

9. 就労継続支援 (A型、B型)		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	39.1%	60.9%

10. 療養介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	23.5%	76.5%

短期入所

11. 短期入所		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	32.3%	67.7%

居住系サービス

12. 共同生活援助		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	50.0%	50.0%

13. 施設入所支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	31.4%	68.6%

相談支援

14. 相談支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	66.7%	33.3%



日常生活支援（任意事業）

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	50.0%	50.0%
	利用してい ない	18.2%	81.8%

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	30.0%	70.0%

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	-	-
	利用してい ない	8.6%	91.4%

地域生活支援事業

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	75.0%	25.0%
	利用してい ない	25.8%	74.2%

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の 利用状 況	利用してい る	100.0%	-
	利用してい ない	36.7%	63.3%



② 障がい児

現在、その福祉サービスは利用していないが、将来は、行動援護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活支援（グループホーム）を利用したいという潜在ニーズがうかがえます。また、サービス未利用児は児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を希望する人が多いです。

訪問系サービス

1. 居宅介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	10.0%	90.0%

2. 重度訪問介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	-	100.0%

3. 同行援護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	-	-
	利用していない	8.3%	91.7%

4. 行動援護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	-	-
	利用していない	50.0%	50.0%

5. 重度障害者等包括支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	-	-
	利用していない	18.2%	81.8%

日中活動系サービス

6. 生活介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	9.1%	90.9%

7. 自立訓練		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	60.0%	40.0%

8. 就労移行支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	-	-
	利用していない	66.7%	33.3%

9. 就労継続支援 (A型、B型)		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	-	-
	利用していない	60.0%	40.0%

10. 療養介護		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	9.1%	90.9%



短期入所

11. 短期入所		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	30.0%	70.0%

居住系サービス

12. 共同生活援助		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	-	-
	利用していない	41.7%	58.3%

13. 施設入所支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	-	-
	利用していない	33.3%	66.7%

相談支援

14. 相談支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	85.7%	14.3%

障がい児支援サービス

15. 児童発達支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	66.7%	33.3%

16. 放課後等デイサービス		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	83.3%	16.7%

17. 保育所等訪問支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	50.0%	50.0%
	利用していない	66.7%	33.3%

18. 医療型児童発達支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	40.0%	60.0%

19. 福祉型児童入所支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	-	100.0%
	利用していない	11.1%	88.9%

20. 医療型児童入所支援		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	-	-
	利用していない	10.0%	90.0%



日常生活支援（任意事業）

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	9.1%	90.9%

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	-	-
	利用していない	33.3%	66.7%

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	-	-
	利用していない	8.3%	91.7%

地域生活支援事業

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	100.0%	-
	利用していない	9.1%	90.9%

		今後の利用意向	
		利用したい	利用しない
現在の利用 状況	利用している	-	-
	利用していない	36.4%	63.6%



4. 計画策定にむけての課題

1 地域生活への移行の推進と障がい者の生活を支える福祉サービスの充実が求められる地域における生活を可能にするためには、訪問系、短期入所、日中活動系、居住系、相談支援系、地域生活支援等、障がい児対象の福祉サービスが不可欠ですが、利用する福祉サービスの偏りもあり、福祉サービスの提供体制に不十分な点もあり、現状においてはまだ需要が低く、地域生活への移行がスムーズに行われていないという現状がうかがえます。今後とも福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

2 住み慣れた地域で安心して暮らせるための理解と権利擁護の推進を図る

知的障がい者や精神障がい者など、複雑な意思決定が困難な人や判断能力が十分でない人が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、親亡き後の身上監護や財産管理などを支援する成年後見人制度等の普及による権利擁護の推進を図るとともに、「相談支援」の充実を図り、障がい者の虐待防止や早期発見に取り組み、権利擁護を図ることが求められています。

3 障がい者の経済的自立を促す就労支援

地域での生活を営み、安心して豊かな生活を実現していくためには、その基盤として経済的な自立が重要です。障がい児からは将来において自立訓練を利用し、就労移行支援、就労継続支援を求めていることがうかがえます。障がい者等の一人ひとりの個性と能力を尊重し、障がい福祉サービスの充実を図るとともに、大阪府やハローワーク、特別支援学校など関係機関の連携を図ることが必要です。

4 自立した生活を実現していくための相談体制が求められる

アンケート結果からも、今後利用したい福祉サービスで「相談支援」を利用している割合が高く、高齢化の進展に伴い、将来への不安が大きいことがうかがえます。

自立した生活を望む障がい児については、それぞれのライフステージにおいて切れ目がなく相談でき、本人のニーズと意思に基づいた選択と決定ができるような相談体制の充実を図ることが必要です。



5 自立した障がい児の支援体制の充実を図る

障がい児支援サービスの利用状況では、児童発達支援や放課後等デイサービスの利用者数、児童相談支援の相談件数は急速に増加しており、今後とも需要の拡大が見込まれます。一方、現在、放課後等デイサービスの事業者も急速に増えているものの、サービスの質の確保等が大きな課題となっています。

6 人材の確保と育成が求められる

障がい者等の多様なニーズに対し、的確に判断し対応できるように、障がい者等に接する専門的人材の確保と育成が求められています。

大阪府等との連携の下に、豊富な知識と豊かな経験を持つ専門的人材を育て確保するための研修や研修情報の提供の充実が必要です。



第3章 計画の基本的考え方と方針

1. 計画の基本的考え方

障害者総合支援法は、「障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を明記しています。

そして「全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、全ての障がい者及び障がい児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと並びに障がい者及び障がい児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資することを旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない」としています。

本計画策定にあたっては、「障がい者及び障がい児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与すること」を計画の基本的考え方とします。



2.

基本方針

1 障がいのある人の自己決定・自己選択を尊重します

障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービスの提供基盤の整備に努めていきます。

2 障がい福祉サービスのさらなる充実を図ります

障がいのある人が、必要なサービスを適正かつ迅速に受けることができるよう、サービス提供事業者をはじめ、保健・医療・福祉・教育など、障がいのある人にかかわる多様な機関の連携を強化し、スムーズに支援できるような体制の整備と、提供するサービスの質の向上を図り、障がい福祉サービスの充実に努めていきます。

3 地域生活移行、障がい児支援等に対するサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、サービス提供事業所や従事者の充実を図るとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、地域社会やボランティア、民間、NPOなどによる非公式な援助活動など、地域の社会資源を最大限に活用し、基盤整備を進めます。



3.

基盤整備の方針

◆障がいに応じた訪問系サービスの供給を図ります

地域で暮らす障がいのある人のために必要不可欠なサービスです。地域生活移行等が進むとともに求められるサービスであり、ニーズに応じたサービス量を提供します。また、地域において利用できる短期入所施設の充実を図ります。

◆障がいのある人が必要とする日中活動系サービスの提供を支援します

障がいのある人の日常生活の基盤となる日中活動系サービスについて、量・質ともに充実したサービス提供を支援します。

◆グループホームの充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行の推進を支えます

施設入所・入院から地域生活への移行を進めるため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立支援協議会を活用して、地域定着に適した整備を行います。

◆障がいのある児童の支援サービスを充実させます

児童福祉法に基づく児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援及び訪問型児童発達支援などの、障がいのある児童が受けることができるサービスを、適切に受けることができるよう療育の場の充実等に努めます。

◆福祉的就労の充実を図るとともに、必要な人には福祉的就労から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、福祉的就労の充実とともに一般就労への移行を進め、雇用の場の拡大を図ります。

◆相談支援の提供体制を充実させます

相談支援は自立支援給付等の支給決定に伴い、指定相談支援事業者が行う指定相談支援と、広く困ったことの悩みを聞き、適切な情報等を提供できる相談支援、双方の相談支援体制を充実させていきます。

◆意思疎通支援や移動支援等地域の実情に合った地域生活支援事業を実施します

町の地域の実情に合った地域生活支援事業を継続して実施していきます。

また、ニーズが高く、よく利用するサービスについては、自立支援給付事業として実施することを、引き続き国や府に対して要望していきます。



第4章 成果目標及び各事業における見込量

1. 第5期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

区分	目標	目標根拠
平成 32 年度（2020 年度）未までの地域移行者数	1 人	・平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者の 9%以上が地域移行
平成 32 年度（2020 年度）の施設入所者の削減数	1 人	・平成 28 年度（2016 年度）末時点の施設入所者数から 2%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区分	目標	目標根拠
精神障がいにも対応した地域包括システムの構築	設置	平成 32 年度（2020 年度）未までに全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置

※精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築とは、保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などと重層的な連携による支援体制を構築すること

(3) 障がい者の地域生活の支援

区分	目標	目標根拠
地域生活支援拠点等の整備	圏域に 1 つ整備	平成 32 年度（2020 年度）未までに各市町村または各圏域に少なくとも 1 つ整備

※地域生活支援拠点等とは、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域移行を進めるために、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がい者等やその家族の緊急事態に対応を図るもの



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

区分	目標	目標根拠
平成 32 年度（2020 年度）中の一般就労への移行者数	1 人	福祉施設からの一般就労者数を平成 28 年度（2016 年度）実績の 1.3 倍以上
平成 32 年度（2020 年度）末の就労移行支援事業の利用者数	3 人	就労移行支援事業利用者数を平成 28 年度（2016 年度）末から 2 割以上増加
平成 32 年度（2020 年度）の就労移行支援事業所ごとの就労移行率※	—	就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所が全体の 5 割以上
平成 32 年度（2020 年度）の就労定着支援による職場定着率※	—	就労定着支援事業利用者の支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上
平成 32 年度（2020 年度）の就労継続支援（B 型）事業所における工賃の平均額	9,750 円	管内の就労継続支援（B 型）事業所が設定した目標額の平均値

※（目標設定時、就労移行支援事業所数 0 ヶ所）



2. 第 1 期障がい児福祉計画の成果目標

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

区分	目標	目標根拠
児童発達支援センターの設置	圏域に 1 か所設置	平成 32 年度（2020 年度）末までに各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上設置
保育所等訪問支援事業の実施	構築	平成 32 年度（2020 年度）末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築

(2) 医療的ニーズへの対応

区分	目標	目標根拠
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の確保	各 1 か所	平成 32 年度（2020 年度）末までに各市町村または圏域で少なくとも 1 か所以上設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	圏域で 1 か所設置	平成 30 年度（2018 年度）末までに各圏域及び市町村において、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関が連携、協議できる場を設置



3. 障がい福祉サービス等の見込み量

サービスの見込み量は、これまでの本町での第1期から第4期までの各計画の実績及び地域の実情を踏まえて、設定しています。

①訪問系サービス

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

◆福祉サービス概要

居宅介護では入浴、排せつ、食事など、居宅での生活全般にわたる介護を行います。

重度訪問介護では、重度の肢体不自由者等を対象に、居宅での生活全般にわたる介護の他、外出の際における移動中の介護を総合的に行います。

同行援護では、障がいによって移動に著しい困難がある者を対象に、外出時の移動支援を行います。

行動援護では、知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時の移動支援を行います。

重度障がい者等包括支援では、常時介護を要する重度障がい者を対象に、包括的な在宅サービスを行います。

◆見込み量

過去の利用実績を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、在宅生活に支障をきたさないサービス量を見込んでいます。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
居宅介護	31	35	39
	905	1,053	1,201
重度訪問介護	3	3	3
	660	760	860



	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
同行援護	3	3	3
	70	70	70
行動援護	2	2	2
	60	70	70
重度障がい者等 包括支援	0	0	0
	0	0	0
合計	39	43	47
	1,695	1,953	2,201

(単位 上段：人/月 下段：時間/月)

◆見込み量確保の方策

サービスに関する情報提供に努めるとともに、大阪府や近隣市町村と連携し、さまざまな機会を通じて訪問系サービス事業者の量・質の向上を働きかけていきます

②短期入所

短期入所

◆福祉サービス概要

家で介護する者が病気などの場合に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、サービス量を見込んでいます。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
身体障がい者	4	4	4
	10	10	10



	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
知的障がい者	2	3	4
	4	6	8
障がい児	1	1	1
	2	2	2
精神障がい者	1	1	1
	2	2	2
合計	8	9	10
	18	20	22

(単位 上段：人/月 下段：人日分/月)

◆見込み量確保の方策

今後、自立支援に有効なサービスであるとの啓発を行いつつ、大阪府と連携しながら、近隣市町村の事業所の利用確保に向けて調整します。

③日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）
就労定着支援、療養介護

◆福祉サービス概要

生活介護は、施設などで入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

自立訓練は身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。

就労支援については一般企業への就労を支援する、福祉的就労を充実させる、さらに就労移行を継続して支援する就労定着支援に取り組みます。

医療と介護を必要とする人には医療機関で取り組む療養介護を充実させます。

◆見込み量

過去の実績等を踏まえ、平均的な一人あたりの利用量を勘案し、サービス量を見込んでいきます。



		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
生活介護	身体	18	18	18	329	329	329
	知的	21	22	23	444	466	488
	精神	1	1	1	22	22	22
	合計	40	41	42	795	817	839
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	身体	1	1	1	22	22	22
	知的	1	1	1	22	22	22
	精神	1	1	1	22	22	22
	合計	3	3	3	66	66	66
就労移行支援	身体	0	0	1	0	0	22
	知的	1	1	1	22	22	22
	精神	1	1	1	22	22	22
	合計	2	2	3	44	44	66
就労継続支援（A型）	身体	1	1	1	22	22	22
	知的	2	2	2	44	44	44
	精神	3	4	5	66	88	110
	合計	6	7	8	132	154	176
就労継続支援（B型）	身体	3	3	3	60	60	60
	知的	17	19	21	340	380	420
	精神	6	7	8	120	140	160
	合計	26	29	32	520	580	640
就労定着支援	身体	0	0	0	—	—	—
	知的	0	0	0	—	—	—
	精神	0	0	0	—	—	—
	合計	0	0	0	—	—	—
療養介護	合計	2	2	2	—	—	—

（単位 左欄：人/月 右欄：人日分/月）

◆見込み量確保の方策

実施事業所が適正に配置されるよう、大阪府や近隣市町村ならびに事業者と調整に努めます。



④居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、施設入所支援

◆福祉サービス概要

自立生活援助では、ひとり暮らしの障がい者に対して一定の期間に定期的に巡回し、適時な対応を行う自立生活援助に取り組みます。

共同生活援助(グループホーム)では、夜間や休日、共同生活を行う住居で相談や日常生活上の援助を行います。

施設入所支援では、施設に入所する者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

◆見込み量

共同生活援助(グループホーム)は、地域生活に移行するうえで生活の場として重要であり、サービス量の増加を見込んでいます。

施設入所支援は、今後も利用の増加が予想されますが、地域移行・地域定着支援の推進等の制度との利用により、サービス量の減少を見込んでいます。

		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
自立生活援助	身体	0	0	0
	知的	0	0	0
	精神	0	0	0
	合計	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	身体	4	4	4
	知的	6	7	8
	精神	1	1	1
	合計	11	12	13
施設入所支援	身体	5	5	4
	知的	8	8	8
	精神	0	0	0
	合計	13	13	12

(単位 人/月)



◆見込み量確保の方策

大阪府ならびに近隣市町村とも十分に連携を図りながら、共同生活援助(グループホーム)が地域での自立を進める場であり、社会生活能力を高める訓練の場としての機能を有することを周知します。

⑤相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

◆福祉サービス概要

計画相談支援は、障がい福祉サービスを利用する障がいのある人を対象に、支給決定又は支給決定の変更前後に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

地域移行支援は、障がい者支援施設等に入所している人又は入院している精神障がいのある人を対象に、地域生活に移行するための相談や住居の確保、サービス提供事業所への同行支援を行います。

地域定着支援は、施設や病院から地域生活へ移行した人や家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人などに対し、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

◆見込み量

障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用申請者数の伸びや、支給決定者数の実情を勘案してサービス量を見込んでいます。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
計画相談支援	9	11	13
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	1	1	1

(単位 人分/月)

◆見込み量確保の方策

相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、サービス等利用計画作成に必要な体制を確保します。



4. 障がい児福祉サービスの見込み量

これまでの利用実績等や国・大阪府の基本的な考え方のもとにサービスの見込み量を設定しています。

⑥障がい児支援サービス

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援
居宅訪問型児童発達支援、障がい児相談支援、医療ケア時に対する関連分野の支援
を調整するコーディネーターの配置

◆福祉サービス概要

児童発達支援は、障がい児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障がい児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものです。また、サービス提供の対象は、未就学児を対象とされており、学校に通っている就学児を対象とする放課後等デイサービスと区別されています。

今期より「居宅訪問型児童発達支援」「医療的ケア時に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置」が加わっています。

様々な機関等が関わる障がいのある子どもの支援については、関係機関等のネットワークの強化を引き続き推進し、障がいのある子どものライフステージを見据えた、切れ目のない支援ができるように体制整備を図っていく必要があります。



◆見込み量

過去の実績や、アンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたりの利用量を勘案し、サービス量を見込んでいます。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
児童発達支援	12	15	18	194	260	326
医療型児童発達支援	0	0	0	0	0	0
放課後デイサービス	21	25	29	356	460	564
保育所等訪問支援※	5	6	7	—	—	—
居宅訪問型児童発達支援※	0	0	0	—	—	—
障がい児相談支援	4	5	6	—	—	—
医療的ケア時に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	0	0	1	—	—	—

(単位 左欄：人/月、※回数/月 右欄：人日分/月)

◆見込み量確保の方策

相談支援・事業所・児童発達支援センターなどが連携し、一人一人の子どもたちの成長と保護者の安心を支え、見込み量確保を図ります。



5. 地域生活支援事業の見込量

地域生活支援事業は、障がい者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により事業を行います。

地域生活支援事業の各サービス見込み量は、これまでの本町でのサービス利用実績をもとに、算出しています。

サービス区分	実施事業
必須事業	相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業
任意事業	日常生活支援 社会参加支援

※本町では、必須事業のうち「理解促進研修・啓発事業」「自発的活動事業」「住宅入居等支援事業」「成年後見制度法人後見支援事業」「地域活動支援センター機能強化事業」の実施には至っておりませんが、ニーズ等あれば検討・整備していきます。

①必須事業

①-1 相談支援事業等

◆福祉サービス概要

相談支援事業は、障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けて関係機関と連絡調整し、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

基幹相談支援センターでは、自立支援協議会の運営や各相談支援事業所との調整、就労支援の強化、成年後見制度の利用支援、虐待防止センターの位置づけなど、広域的な調整及び一般相談や困難事例への個別相談を行います。

成年後見制度利用支援事業は、障がい福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる者に対し、利用に向け関係施設などと連携し、普及啓発を推進します。



◆見込み量

障がい者相談支援事業を継続して実施するとともに、地域自立支援協議会の活用、成年後見制度利用支援事業の推進を見込んでいます。

成年後見制度法人後見支援制度については、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制の整備効果を見込んでいます。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
障がい者相談支援事業	5 か所	5 か所	5 か所
基幹相談支援センター	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	1 人/年	1 人/年	1 人/年

◆見込み量確保の方策

基幹相談支援センターを中心として、今後新たな参入意向を示している事業者の意見等も十分踏まえつつ、これまでに同センターが蓄積してきた相談支援のノウハウや相談支援ネットワークを十分にいかし、相談支援体制の充実・強化を図ります。

河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会を活用し、広域的・包括的な相談支援体制を構築するとともに、成年後見制度利用支援事業の実施に努めるなど、地域のさまざまな相談機能を活かしながら、障がい種別に対応できる身近な相談窓口の充実に努めます。

①-2 意思疎通支援事業等

◆福祉サービス概要

聴覚、言語・音声機能等の障がいのため、意思の伝達に支援が必要な者について、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点字・音訳等支援事業を行います。

◆見込み量

過去の利用実績等を踏まえ、利用者数を勘案してサービス量を見込んでいます。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
手話通訳者派遣事業	13 件/年	14 件/年	15 件/年
要約筆記者派遣事業	0 件/年	0 件/年	0 件/年
手話通訳者設置事業	0 人/年	0 人/年	0 人/年
手話奉仕員養成研修事業	10 人/年	11 人/年	12 人/年



◆見込み量確保の方策

今後もコミュニケーションが円滑に行われるよう、必要な通訳者等を確保し、関係機関ならびに関係団体等と連携し、その体制の充実・強化を図ります。

①-3 日常生活用具給付等事業

◆福祉サービス概要

日常生活を営むのに支障のある障がい者及び障がい児に対し、日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。

◆見込み量

過去の利用実績等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、日常生活用具給付等事業の見込み量を算出しています。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
介護・訓練支援用具	3	3	3
自立生活支援用具	2	2	2
在宅療養等支援用具	3	3	3
情報・意思疎通支援用具	1	1	1
排泄管理支援用具	360	360	360
住宅改修費	2	2	2

(単位 件/年)

※「排泄管理支援用具」(ストーマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具)については、1ヶ月を1件とカウントする。

◆見込み量確保の方策

今後も利用者の実態を踏まえ、サービスの利用促進を図ります。



①-4 移動支援事業

◆福祉サービス概要

屋外での移動が困難な人の外出支援を行います。障がいのある人の社会生活上不可欠な外出を円滑に行い、支援人材、サービス量の確保など、支援を継続していきます。

◆見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、実績と支給決定量に基づいてサービス量を見込んでいます。

		平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
移動 支援 事業	身体	9	10	11	1,800	2,000	2,200
	知的	19	20	21	1,710	1,800	1,890
	児	7	8	9	310	370	430
	精神	4	5	6	1,120	1,400	1,680
	合計	39	43	47	4,940	5,570	6,200

(単位 左欄:人/年 右欄:時間/年)

◆見込み量確保の方策

今後も利用者の実態を踏まえ、サービスの利用促進を図ります。

①-5 地域活動支援センター事業

◆福祉サービス概要

地域活動支援センターは、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

◆見込み量

より身近な場所での日中サービスの活動の場を求める人をニーズと見込んでいます。

	平成 30 年度 (2018)	平成 31 年度 (2019)	平成 32 年度 (2020)
基礎的事業	1 か所/年	1 か所/年	1 か所/年
	5 人分/年	6 人分/年	7 人分/年
地域活動支援Ⅰ型	1 か所/年	1 か所/年	1 か所/年
地域活動支援Ⅱ型	0 か所/年	0 か所/年	0 か所/年
地域活動支援Ⅲ型	0 か所/年	0 か所/年	0 か所/年



②任意事業

②-1 日常生活支援

◆福祉サービス概要

日中における活動の場の確保及び、家族の就労支援や急用時などを支援します。また重度障がい者(児)の健康を保持するとともに、家族等の身体的・精神的な負担を軽減するため、居宅に訪問し入浴サービスを提供します。

◆見込み量

過去の利用実績等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案し、第4計画で達成できなかったサービス量を見込んでいます。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
日中一時支援	5	6	7
訪問入浴サービス	1	2	3

(単位：人/年)

◆見込み量確保の方策

今後も利用者の実態を踏まえ、サービスの利用促進を図ります。

②-2 社会参加支援

◆福祉サービス概要

レクリエーション活動を通じて、障がい者の体力増進や交流を図り、また、点訳、音訳などの方法による情報の提供により、社会参加を促進します。

◆見込み量

過去の利用実績やアンケート調査の利用意向等を踏まえ、平均的な一人あたり利用量を勘案してサービス量を見込んでいます。

	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
社会参加支援	110	120	130

(単位：人/年)

◆見込み量確保の方策

サービス利用の促進を図るため、利用者本位のサービスの実施に努めます。



6. 子ども・子育て支援事業等の需要量及び提供体制

国の基本指針において、障がい児福祉計画の作成に関する基本的事項として、「障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備」が示されています。本町では、平成26年度に「河南町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その中で障がい児を含む教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の需要量等を示しています。本計画は「河南町子ども・子育て支援事業計画」と調和を保ち、子育て支援施策と緊密に連携を図りながら進めていきます。

「河南町子ども・子育て支援事業計画」に示されている教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業の需要量と提供体制について掲載します。

(以下、河南町子ども・子育て支援事業計画より抜粋)

(1) 教育・保育

		平成30年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		297人		158人	65人	
量の見込み		100人	18人	144人	67人	20人
確保方策(提供量)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	270人		150人	57人	12人
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	49人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	13人	6人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
確保方策 合計		319人		150人	70人	18人
過不足分(確保方策—量の見込み)		201人		6人	3人	▲2人



		平成 31 年度				
		1号	2号		3号	
		3歳以上教育希望	3歳以上保育が必要		1・2歳保育が必要	0歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
(参考) 児童数推計		275人		154人	64人	
量の見込み		101人	18人	145人	67人	20人
確保方策 (提供量)						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	180人	150人	57人	12人	
確認を受けない幼稚園	上記に該当しない	49人	—	—	—	
特定地域型保育事業	小規模、家庭的、居宅訪問型、事業所内保育	—	—	13人	6人	
認可外保育施設		—	—	—	—	
確保方策 合計		229人	150人	70人	18人	
過不足分 (確保方策—量の見込み)		110人	▲5人	3人	▲2人	

(2) 子ども・子育て支援事業

	平成 30 年度	平成 31 年度
時間外保育事業	63人	60人
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	153人	154人
地域子育て支援拠点事業	11,302人回	11,049人回
幼稚園における一時預かり事業	4,415人日分	4,423人日分
保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	1,194人日	1,144人日
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	65人	64人
養育支援訪問事業等	9人	9人

※見込量については、「河南町子ども・子育て支援事業計画」における量の見込み及び推計値とします。



第5章 成果目標達成に向けての確保方策

1. 広報・啓発活動による制度及びサービス内容の周知

今後、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには、制度やサービスの内容について、一層の理解を深めていくことが必要となっています。

町では広報紙や町ホームページなどを活用し、制度やサービスの内容を周知するなど、制度の普及と一層の定着に取組み、河南町、太子町及び千早赤阪村障がい者地域自立支援協議会で作成した「障がい者支援ブック」を活用し、相談支援事業の啓発に努めます。

2. サービス基盤の整備と質の確保

(1) ケアマネジメント体制の強化

委託相談支援事業所では利用者本位の相談拠点として、障がい者ケアマネジメントの手法を活用した相談支援活動の展開に努めています。

今後も利用者の意思を尊重して適切なサービスが提供されるよう、障がい者や家族からの相談に応じて個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況などを踏まえて適切な支給決定に努め、ケアマネジメント体制の強化を図ります。

(2) 訪問系サービス

地域での生活を支えていくうえでは、居宅を中心とした、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、居宅サービスの基盤整備を進めることが必要です。

身体、知的、精神障がいや難病に対応できる事業者や、新規サービスを提供する事業者の確保に努め、サービスの充実を図ります。

(3) 短期入所

グループホームを新規開設する事業者等に、短期入所施設の併設整備など、積極的に働きかけ、サービスの量・質の向上を図ります。

(4) 日中活動系サービス

今後とも利用者の身近なところで、より良質なサービスを提供できるよう、さらなる支援に努め、多様な事業者の参入や新たな体系のサービスへの移行を促進するとともに、既存施設を含む地域の社会資源を有効に活用しながら、利用者ニーズに対応していきます。

就労支援については、就労系事業所とハローワークや就業・生活支援センターとの連携強



化を図るなど、関係機関と協力し、就労支援体制の充実に努めます。また、一般就労が困難な人に対しては、継続的な就労訓練を確保する観点から、一般企業などに対し労務発注の働きかけを促し、また随意契約が可能な公共事業については優先して発注するなど福祉的就労の充実に支援していきます。

(5) 居住系サービス

グループホームについて、障がい者が自ら生活の場を選択し、地域で生活を始めたり、入所施設や病院などから地域生活に移行する障がい者が、障がいの程度に関わらず安心して暮らせるよう、昼夜間を含めた支援体制を可能とする報酬額の改善や医療的ケアの位置付けを国へ要望していきます。

(6) 障がい児通所支援サービス提供体制の計画的な整備

発達課題（障がい）の気づきから在宅、入園、就園就学など所属や年齢にかかわらず、関係機関職種が連携し、継続した発達等の相談支援と保護支援を切れ目なく行うシームレスケア体制を強化するとともに、障がい児個々のニーズに合った児童支援サービスの利用を促します。

児童発達支援センターの設置については、児童発達支援事業所からのステップアップや誘致も含め、事業者に対し、働きかけを行っていきます。

保育所等訪問支援の充実や、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については、そのニーズ等を示しながら、事業の参入及び拡充を促していきます。

また、府の協力を得て、研修を実施し、障がい児通所支援事業者の支援力及び質の向上を図るとともに、各事業者の支援体制・内容、課題等についてヒアリングを行い、より高いサービスを提供するための指導等を行っていきます。

3. 情報提供・相談体制の充実

(1) 情報提供の充実

サービスに関する情報を早く、確実に提供するために、それぞれの障がい種別などに配慮して、点字や大活字、録音テープ、ホームページの活用など、情報提供方法の充実に努めます。

(2) 地域自立支援協議会を通じた相談支援ネットワークの構築

相談支援の実施にあたっては、地域自立支援協議会を中心に、相談支援事業者やサービス提供事業者、教育、企業・就労支援機関等、町民に身近な地域での官民一体となった相談支援ネットワークを構築し、相談支援機能を強化していきます。

また、引き続き大阪府障がい者自立相談支援センターなどの関係機関との連携を図りながら、専門的・技術的支援などに努めます。



4. 地域支援体制の整備

(1) 生活の場の確保

障がいのある方が身近な地域で生活していくためには、居宅サービスを充実し、日中活動の場を確保することに加え、生活の場を確保することが大切です。

生活の場を確保するにあたっては大阪府と連携するとともに、地域や事業者から理解を得ながら、グループホームの確保に努めます。

(2) 身近な地域における支援体制の充実

障がいのある方が地域で安心して生活していくためには、その家族や公的な支援だけでなく、地域に住む人々の支援が重要です。

本町においても、人と人とのつながりが希薄化しつつあるなかで、だれもが住み慣れた地域で安心して健やかに生活していけるよう、社会福祉協議会、各地区・自治会・民生委員児童委員協議会などとの連携を図り、セーフティネットの構築・活用などにより地域福祉活動の推進に努め、障がい者が地域で安心して生活できるよう、地域支援体制を充実します。

(3) 交流や教育などを通じた障がいや障がい者への理解の促進

障がいのある人が地域で共に生活していくためには、障がいや障がいのある人への理解を深めていくことが大切です。

そのため、地域での行事やイベントなどにおいては、共に交流する機会をつくり、社会福祉協議会との連携・協力によるボランティア活動への参加など地域福祉活動の促進に努めます。また、幼少期から福祉意識を育ていけるよう、幼稚園や保育園などにおける障がいのある人との交流や、小中学校における福祉教育を推進し、障がいや障がいのある人への理解を深めていきます。

(4) 地域での住みよい環境づくり

学校等の公共建築施設や道路等、生活環境のユニバーサルデザイン化を進め、だれもが住みよい環境づくりに努めます。



5. 就労支援の充実

(1) 障がい者の雇用の促進

障がいがあっても働く意欲のある限り、一般就労を希望することは自然な流れであり、その道を閉ざすことは避けなければなりません。そして、障がいのある人の就労自立が促進できるよう、技術の習得など企業への理解と啓発を図り支援に努めます。

民間事業所における障がいのある人の雇用拡大については、近隣市町村と連携しながら設置している南河内南障害者就業・生活支援センターやハローワークをはじめ、企業、庁内の関係課等との連携を図りながら、雇用に関する相談体制の構築や情報提供の充実に努め、就労の機会を拡大していくための仕組みをつくっていきます。

また、本町でも障がいのある人が働くことに対して不利益を被ることの無いよう整備を進めていきます。

サービスの基盤を整備するとともに、サービスの質を高めていくために、人材を育成し、資質の向上を図ります。

6. サービスの量及び質の向上と充実

(1) 福祉サービスの担い手の量・質向上の確保

障がい福祉サービス等の事業者には「サービス管理責任者」を、また、訪問介護事業者には「サービス提供責任者」を、指定相談支援事業者については「相談支援専門員」を配置することとされており、サービスの量的確保だけでなく、質的向上を合わせて図っていくことが重要です。大阪府が取り組む障がい福祉サービスの担い手である従事者等への研修などを通じて、人材確保と育成等を支援します。



第6章 計画の推進体制

1. 庁内における計画の推進

計画を着実に進めていくため、河南町の庁内関係課をはじめ、関係機関などを通じて、計画の進捗状況の確認及び推進方法などに対する意見を求めながら、本計画のサービスの見込み量や目標等の達成状況を点検・評価し、施策の効果的な推進に努めます。

2. 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある方の地域移行や就労支援などに対応するため、行政だけでなく、町民、各種関係機関や団体、民間企業等と協力して、地域全体で連携しながら、施策の推進に努めます。

3. 近隣市町村との連携による事業の推進

近隣市町村と共同により実施している相談支援事業などについては、今後も広域的な調整も図りながら、連携・協力して事業の推進に努めます。

4. 国・大阪府との連携

計画推進にあたっては、今後の障がい福祉制度の改正等に対応できるよう、適時、国・大阪府と連携しながら、障がい者施策の展開に努めます。

また、大阪府と連携し、各種研修会やさまざまな研修事業なども活用しながら、障がい者への相談支援に関する専門職員の指導・育成、配置などに努めます。



参 考 資 料



1.用語集

○権利擁護

判断能力が不十分な高齢者や障がい者のために、人権をはじめとしたさまざまな権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすること。

○ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを実施すること。厚生労働省では、障がい者ケアマネジメントについて「障害者の地域における生活支援するために、ケアマネジメントを希望する人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法である」としている。

○障がい福祉サービス

障がい者が自立した日常生活を営むことができるような支援、また、就労に向けた支援を行うこと。障がい福祉サービスのうち、介護保険と重複するサービスの場合は原則として介護保険が優先されるため、65歳以上の方または40～64歳で介護保険法による特定疾病に該当する方は介護保険の認定申請が必要。

○障がい児福祉サービス

障がい児が日常生活における基本的動作及び知能技能の習得ができるような支援を行うこと。また、集団生活に適應できるよう置かれている状況や環境に応じて、適切かつ効果的な指導及び訓練を行うもの。

○成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の法律行為（財産管理や契約の締結など）を家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消すなどの保護や支援を行う民法の制度。日用品の買い物や介護などは含まれない。制度の利用には、家庭裁判所に本人、配偶者、四親等内の親族が申立てを行うことになる。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申立て権が付与されている。



○セーフティネット

病気やけが、高齢や障害、失業などにより、自分の努力だけでは解決できず、自立した生活を維持できなくなる場合がある。このように個人の責任や努力だけでは対応できないリスクに対して、相互に連帯して支え合い、それでもなお困窮する場合には必要な生活保障のしくみが講じられる。社会福祉、公的扶助、医療保険、労働保険などがその役割を担う。

○ソーシャルインクルージョン

社会的に孤立しやすかったり、社会的に排除される可能性のある人々を、社会的なつながりの中に内包し、社会の構成員として支えあうこと。

○地域自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3に基づく、地域の障がい福祉に関する包括的かつ予防的なシステムについて協議する場。行政機関、福祉関係事業者・団体、教育関係等で構成し、代表者会議、実務担当者会議等や部会を持つ。河南町においては、太子町と千早赤阪村の2町1村で共同設置。

○ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、すべての人びとが平等に社会の構成員として、自立した生活や社会活動を営むことを可能にするという概念。すなわち、障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え。

○補装具

障がいのある人が日常生活を送るために必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上、障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長できるよう、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のこと。義肢、装具、車いす、歩行器、盲人安全つえなどがある。

○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え。



2.河南町障がい福祉計画策定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号。以下「附属機関設置条例」という。）第3条の規定に基づき、河南町障がい福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 障がい福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障がい福祉計画の進捗状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・医療・教育関係者
- (3) 障がい者団体等
- (4) その他、町長が必要と認める者

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

(会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、障がい福祉担当課において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成29年9月1日から施行する。



3.河南町障がい福祉計画策定委員名簿

順不同・敬称略
◎会長 ○副会長

	区 分	氏 名	所 属
1	障がい者団体	上村 一之	河南町身体障害者協会 会長
2	障がい者団体	鴻巣 十二子	河南町手をつなぐ親の会からの代表
3	福祉関係	大串 隆芳	NPO法人ピープルネット理事長あしべ作業所
4	福祉関係	満石 和彦	あすかの園 施設長
5	福祉関係	土井 涼子	地域活動支援センターときわぎ 施設長
6	福祉関係	越前谷 靖衛	草笛の家 施設長
7	福祉関係	小田 修司	どんぐり学園河南校 園長
8	医療・保健関係	堀野 俊男	富田林医師会 会長
9	医療・保健関係	増本 紀子	富田林医師会訪問看護ステーション 管理者
10	社会福祉及び公共的団体	◎ 浅野 雅美	河南町社会福祉協議会 会長
11	社会福祉及び公共的団体	吉岡 賀子	河南町民生委員児童委員協議会 会長
12	関係支援機関	坪倉 浩治	南河内南障害者就業・生活支援センター センター長
13	関係支援機関	中山 崇	河南町、太子町及び千早赤阪村自立支援協議会 会長 (基幹相談支援センター 生活相談室 しなが)
14	関係行政機関	塚本 和典	南河内広域事務室広域福祉課 課長
15	関係行政機関	湊 浩	河南町子ども・子育て会議事務局
16	学識経験者	○ 本田 和隆	大阪千代田短期大学講師
17	町職員	堀野 喜弘	河南町健康福祉部 部長
	合計	17名	
18	関係行政機関職員	丸橋 正子	大阪府富田林子ども家庭センター育成支援課 課長補佐

編集・発行

河南町 健康福祉部 高齢障がい福祉課

〒585 - 8585

大阪府南河内郡河南町大字白木 1359 番地の 6

TEL : 0721 - 93 - 2500

FAX : 0721 - 93 - 4691

ホームページ : <http://www.town.kanan.osaka.jp/>
